

韓国知的財産ニュース 2012年2月後期

(No. 217)

発行年月日：2012年3月5日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、2月16日から29日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許料等の徴収規則一部改正令案立法予告 (2月24日)

関係機関の動き

- 2-1 中・小製薬会社のためのオーダーメイド型特許紛争戦略支援 (2月16日)
- 2-2 韓国企業の輸出の道、足を引っ張る貿易委員会 (2月16日)
- 2-3 特許ロイヤリティー、容易に解決 (2月20日)
- 2-4 特許庁、「営業秘密の話」を発刊 (2月21日)
- 2-5 知識財産権変動登録申請、もう難しくない! (2月23日)
- 2-6 外国企業の知的財産権保護に積極的に対応 (2月23日)
- 2-7 アジア・太平洋 3D 標準・特許フォーラム発足 (2月23日)
- 2-8 今年の PCT 国際調査サービス輸出 2,000 万ドルを予想 (2月27日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG化学、ダウとの特許訴訟で勝訴 (2月16日)
- 3-2 大人気だった「羽根のない扇風機」がついに (2月16日)
- 3-3 アップル、ドイツでモトローラ相手に特許訴訟で勝利 (2月17日)
- 3-4 「お金になる強い特許」、コピーも回避も難しい (2月17日)
- 3-5 アップル、アンドロイド陣営に攻勢 (2月19日)
- 3-6 三星-LG グローバル LTE 特許「強者」 (2月21日)
- 3-7 マイクロソフト、今度はグーグル相手に特許戦争 (2月23日)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標にもウェルビーイングブーム (2月27日)

その他一般

- 5-1 先端農業「植物工場」、真冬でも新鮮な野菜が育つ (2月20日)
- 5-2 特許水準、二次電池1位、グリーンカー下位圏 (2月27日)
- 5-3 新素材原料、これからは韓国で入手 (2月27日)
- 5-4 女性の発明アイデア、試作品作ります (2月29日)

法律、制度関連

1-1 特許料等の徴収規則一部改正令案立法予告 (韓国特許庁 HP 2月24日)

1. 改正理由

特許・実用新案・デザイン・商標出願の出願人変更申告料、各種書類の謄本・抄本交付申請料などのオンライン手数料を引き下げ、納付者の納付負担を軽減し、物価の安定に寄与するため。

2. 主要内容

イ. オンライン申請時の特許・実用新案・デザイン・商標出願の優先権主張申請料及び優先権主張追加料を引き下げ(案 第2条第1項及び第3条第1項など)

ロ. オンライン申請時の特許・実用新案・デザイン・商標出願の出願人変更申告料を引き下げ(案 第2条第1項及び第3条第1項など)

ハ. オンライン申請時の特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び審判関連の期間経過救済申請料を引き下げ(案 第2条第3項及び第3条第3項など)

ニ. オンライン申請時のデザイン秘密保障請求料、デザイン登録出願公開申請料及び商標出願の変更出願料を引き下げ(案 第4条第1項及び第5条第1項)

ホ. オンライン申請時の特許・実用新案・デザイン・商標の審判または再審の参加申請料及び審判官除斥忌避申請料を引き下げ(案 第2条第3項及び第3条第3項など)

ヘ. オンライン申請時の特許証、実用新案・デザイン・商標登録証などの再交付申請料を引き下げ(案 第6条第1項)

ト. オンライン申請・発給時の各種書類の謄本・抄本の交付申請料及び各種書類の証明申請料を無料化(案 第6条第1項)

チ. オンライン申請時の口述審理を録音したテープの複写申請料を引き下げ(案 第6条第1項)

3. 意見提出

特許料などの徴収規則一部改正令案に対し意見がある団体または個人は、2012年3月15日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:顧客協力政策課長)に提出して下さい。立法予告案の全文をご覧になりたい方は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr> 情報広場→法令資料→立法予告)を参考にして下さい。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛成・反対の有無とその理由)

ロ. 氏名(法人、団体の場合、その名称と代表者氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

関係機関の動き

2-1 中・小製薬会社のためのオーダーメイド型特許紛争戦略支援 (韓国特許庁 HP 2月16日)

韓国特許庁は、韓・米 FTA 発効に備えて、国内の中・小製薬会社の特許紛争対応能力向上のために、国際特許紛争コンサルティング・訴訟保険事業と医薬分野の海外特許紛争事例および判例情報を提供すると明らかにした。

特許庁は、韓・米 FTA 「医薬品の許可-特許連携制度」発効に備えて、国際特許訴訟(2004~2011年)中 11%を占めている医薬品関連の訴訟に対し、国内の中・小製薬会社が適切に対応することができるように支援する。

巨大グローバル製薬会社によって共通の特許に対し頻繁に訴訟を起こされる国内製薬会社は、国際特許紛争コンサルティング・訴訟保険の利用により、特許紛争予防および適切な対応戦略を講じることができる。

国際特許紛争コンサルティング事業は、中小・中堅企業と国際特許専門弁理士または弁護士と連携して特許紛争予防および対応戦略を模索する事業で、個別企業だけでなく、製薬会社が共通の特許紛争問題を持つ企業群を形成して、共同で対応できるように支援する。

また、国際特許紛争コンサルティング事業と連携して実施される知的財産権訴訟保険は、中・小製薬会社が様々な特許に対する知的財産権訴訟関連の保険商品の相談を受けて、保険料を 3,000 万ウォン限度内で 70%まで支援される制度だ。

一方、特許庁は、保健福祉部および食品医薬品安全庁と連携して、医薬分野の海外判例および紛争事例と医薬品関連の特許専門管理会社(NPEs)についての資料を拡充し、国際知的財産権紛争情報ポータル(www.ipnavi.or.kr)を通じて提供する。

製薬会社はホームページに構築された韓国、米国、日本、中国、ヨーロッパにおける医薬品紛争に関する約1,000件余りの判例と主要輸出対象国21カ国の医薬品保護に対するノウハウを盛り込んだ知的財産権保護ガイドブック、特許専門管理会社についての研究報告書9冊等を通して、特許紛争に対応可能なあらゆる情報を無料で得ることができる。

特許庁産業財産政策局 李・ヨンデ局長は「最近、韓・米 FTA だけでなく、インドや EU など各方面で FTA が締結されていることから、国内製薬会社を含む中・小企業が国際特許紛争に適切に対応することができるよう最善を尽くす」と話した。

2-2 韓国企業の輸出の道、足を引っ張る貿易委員会（電子新聞 2月16日）

キヤノンは去る 2010 年 5 月、韓国の中小製造企業 5 社が、自社のプリンタの核心技術である感光ドラムの特許を侵害したとして、貿易委員会に製造・輸出禁止を要請した。昨年 9 月、嫌疑なしとの最終結論が下され、輸出の道は塞がれずに済んだが、国内の中小企業はその間痛手を被った。

ドイツのオスラム社は、LG イノテックの発光ダイオード(LED)パッケージの技術が、自社の LED 照明技術の特許を違反したとして、昨年 7 月、貿易委員会に製造・輸出禁止を申請した。LG イノテックは、反論資料を追加で提出するため、貿易委員会の判定期間の日程を去る 10 日から来る 5 月に延期申請し、特許侵害をしていないことを立証するために全神経を尖らせている。

「貿易委員会が韓国企業の輸出を自ら妨害している。」

外資系企業が知識經濟部貿易委員会所管の「不正貿易行為調査および産業救済に関する法律(2001年制定)」の盲点を最大限に活用している。

貿易委員会が、海外企業のダンピングや知的財産権違反など、不正な貿易行為と輸入増加などによる国内産業への被害を防ぐ目的で作った法が、逆に国内企業の輸出活動の足を引っ張っている。

政府が外国企業の特許権を侵害した容疑で自国の企業を調査し、製造・輸出中止処分まで下すように法で明示した国家は韓国が唯一。規制緩和が急務だ。

この法は、知的財産侵害物品などを輸出したり、輸出を目的に国内で製造する行為を禁止している。誰でも特許侵害行為を貿易委員会に調査要請できるように規定している。

外資系企業は、特許侵害容疑を理由に領域内への輸入・販売禁止より強力な製造・輸出中止を韓国政府に頻繁に要請している。国内企業の輸出活動を萎縮させるための戦略だ。韓国が米国などの先進国と違い、これを許可する制度的なシステムを構築したためだ。外資系企業は、国内の輸出企業を攻撃する際に特許権利保護の定番事項として活用している。

実際、貿易委員会によれば、去る 2001~2011 年の間に、外資系企業が貿易委員会に不正貿易行為調査で国内企業の製品製造・輸出中止を申請した件数は 13 件で、年平均 1 件以上。このうち 5 件が 2009~2011 年の 3 年間に申請され、外資系企業が貿易委員会を韓国の輸出企業に対し圧迫するツールとして乱用していることが明らかになった。

韓国企業は貿易委員会から不正貿易行為調査を受けて、最終判定結論が下される 6～10 ヶ月間、特許侵害をしていないことを立証しなければならない行政負担と海外取引先を維持・確保するのに苦勞している。

貿易委員会不正貿易調査チーム関係者は「国内制度とは違い、米国の国際貿易委員会は特許侵害時に自国の企業を対象にした輸出を禁止する規定がない」とし、「しかし、国内産業保護とともに公正な貿易秩序の確立も重要だ」と述べた。

＜アン・スミン記者＞

＜表＞主要国における税関措置制度比較

区分	米国	ヨーロッパ	日本	韓国
役割と機能	<ul style="list-style-type: none"> -米国内の産業保護のための輸入禁止など税関措置。 -特許技術の米国内における産業寄与の程度により調査可否を判定。 	<ul style="list-style-type: none"> -統一法に基づき、EU 圏域で輸入される知的財産侵害品の輸入禁止は許容。 -EU 域外で輸出される特許侵害品に対し、輸出禁止など税関措置規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> -関税定率法に基づいて、特許侵害製品の輸入禁止・通関禁止の措置ができる。 -外国企業が、自国の企業を対象に、輸出禁止など申請許可をしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> -特許侵害など、不正輸出行為全て規制(国内企業の輸出規制に逆差別問題含む) -外国企業が国内産業に寄与したことがなくても、韓国特許のみ保有すれば、国内企業相手に輸出禁止など税関措置を許容。

2-3 特許ロイヤリティー、容易に解決（電子新聞 2月20日）

国内電子および IT 分野の中小・中堅企業が、外国企業による特許料圧迫に効率的に対応できる特許紛争対応戦略を紹介する場が設けられる。

韓国電子情報通信産業振興会(KEA)は来る 23 日、電子会館で電子および IT 企業の知的財産権担当役・職員を対象に「特許紛争でのロイヤリティー交渉」というテーマでセミナーを開催する。

最近、電子および IT 分野における特許紛争の急増で、国内企業が支給するロイヤリティーも大幅に増加しているが、大企業を除く中小・中堅企業は、先進企業の特許攻勢に対する事前対応がほぼ皆無だ。

KEA の調査によれば、国内企業全体における特許紛争訴訟件数のうち、IT 関連の割合が去る 2004 年 58.8%から 2011 年は 87.7%に急増。特に、スマートフォン・半導体・ディスプレイなど主力輸出品目を中心に特許紛争が発生している。

今回のセミナーは、ロイヤリティーに関する総合的・体系的な情報を収録した新刊図書「イージーロイヤリティー」を中心に、電子・IT 企業が備えなければならない技術導入・

権利行使時のロイヤリティー戦略△特許紛争技術料問題および事例分析方法などが紹介される。

KEA 特許支援センター側は「知的財産権の実務者が、最も煩わしいと感じる技術料策定と戦略的交渉に有益だけでなく、中小企業の技術料問題を含む特許紛争対応全般に実質的に役立つ」と期待を示した。

<アン・スミン記者>

2-4 特許庁、「営業秘密の話」を発刊 (電子新聞 2月21日)

特許庁は、企業の営業秘密保護に対する認識向上を図るため「営業秘密の話」および「営業秘密管理マニュアル」を作成したと21日、明らかにした。

「営業秘密の話」は、ある従業員が会社の営業秘密の流出事例を解決する過程を通じて、営業秘密の定義、侵害行為の種類、侵害予防および侵害時の対応策などを分かりやすく解説。パンフレットだけでなく、アニメーションも製作し、事前知識がなくても営業秘密保護について簡単に学べるように構成した。

営業秘密管理マニュアルは、営業秘密保護制度についての基礎理論と営業秘密を管理する企業実務の事例が掲載されている。

これらの本は、特許庁(www.kipo.go.kr)、韓国知識財産保護協会(www.kipra.or.kr)、営業秘密原本証明サービス(www.tradesecret.or.kr)ホームページで閲覧することができる。

<シン・ソンミ記者>

2-5 知識財産権変動登録申請、もう難しくない! (韓国特許庁HP 2月23日)

今後、特許権または商標権などの知的財産権を売買したり、借りた時に必要な変動登録申請がさらに簡単になる。

韓国特許庁は、申請人がオンラインで変動登録の申込書を提出する前に、作成した書類にミスがあるか否かを自ら確認できるシステム(仮称、変動登録ミス事前点検システム)を1ヵ月間の試験運営を経て正式にオープンすると明らかにした。

知的財産権の変動登録申請は出願、新規登録など他の申請に比べ関連法規が多く*複雑で、申請人が直接作成するのは容易ではない。このため、申請人が記載ミスをする場合が多く、これを補正する過程で登録処理が遅れるなどの不便が生じた。

これを受けて特許庁は、このような不便を軽減するために「変動登録ミス事前点検システム」を構築した。

同システムの主な機能は、権利変動登録申請時に頻繁に発生する様々なミス事例をDB化して、事前に確認が必要な項目を申請人に合わせて案内する。申請人が特許出願・登録申請サイトの「特許路」(www.patent.go.kr)でオンライン申込書を作成すると事前点検システムが自動実行され、確認が必要な項目が画面に現れる。

申請人はこれをもとに申込書の記載内容を確認した後、ミスがある場合はこれを修正・補完して提出する。

アン・ジェヒョン特許庁顧客協力局長は「変動登録ミス事前点検システムを通じて、申込書の作成時にミスが減るようになれば、処理期間が短縮されるなど申請人の不便さが大幅に解消されるだろう」とし、「今後も特許庁は高品質の特許サービスを提供するために、利用時の問題点を探して改善していく計画だ」と話した。

同システムに対する詳しい事項は、特許庁登録課(042-481-5240)に問い合わせして下さい。

* 知識財産権変動登録は「民法」, 「商法」, 「不動産登記法」, 「債務者回生および破産に関する法律」, 「公益法人の設立・運営に関する法律」等と関連がある。

2-6 外国企業の知的財産権保護に積極的に対応 (デジタルタイムズ 2月23日)

ホン・ソグ知識経済部長官は23日「外国企業の知的財産権保護に積極的に対応する」と述べた。

ホン長官はこの日、ソウル市内のホテルで日本企業を中心に構成されたソウルジャパンクラブとの昼食懇談会においてこのように話した。

ソウルジャパンクラブは、知的財産権保護(22件)を中心に労使関係(4件)、金融(3件)等と関連した制度改善を長官に要請。

これに対しホン長官は「知識経済部は、外国語の特許出願などに対する内容を含んだ特許法と実用新案法の改正案を来る6月、国会に提出する予定だ」とし、「知的財産権保護のために著作権侵害を申告できる外国語サイトを来年開設して、英語による特許検索システムも開設する予定だ」と述べた。また「違法著作物の取締まり、模倣品の取締まりなど短時間で解決しにくい建議事項は、今後積極的に改善していく」と加えて述べた。

一方、昨年の韓国に対する日本の投資額は、前年比16%増の22億800万ドルで、外国人の投資全体の16.7%を占めた。

<金・スンニョン記者>

2-7 アジア・太平洋3D標準・特許フォーラム発足 (デジタルタイムズ 2月23日)

韓国、米国、日本、中国、台湾などアジア太平洋地域5カ国の3D専門家が、様々な3D融合ビジネスを創出するのに必要な標準を議論するために「アジア太平洋3D標準&特許フォーラム」を発足した。

知識経済部技術標準院は、3Dを融合させた医療、教育、ゲーム、広告など様々な融合産業が今後大きく成長するのに備え、韓国主導で5カ国の専門家が23日、ソウル コエックス(コンベンションセンター)でフォーラムを構成したと明らかにした。

フォーラムは24日、コエックスでアジア太平洋地域初の「3D標準特許フォーラム2012」セミナーを開催する。セミナーでは、アジア太平洋地域の特許と標準化の専門家を招請して、特許の成功事例を分析し、3D融合産業の特許連携型標準化方案などが議論される予定だ。

フォーラム会員でセミナー発表者は、米国アニメーション製作会社イモスン社のデービ

ッド・ボリンスキー、米国エムペグ(MPEG) LAのウィリアム・ローレンス・ケリー副社長、大阪大医科大学院 菅本一臣教授、東京大知財権研究大学院 藤野教授、中国 3D 産業協議会 チャールズ・チェンビン副所長、台湾産業技術研究所(ITRI) ファン・グクチュン知的財産権主任、九州工大機械制御工学部 金・ヒョンソプ教授、朝鮮大学校病院ムン・ヨンレ整形外科長、忠北(チュンブク)大電子情報大 金・ナム教授、技術標準院新産業標準化 李・サングン首席研究官、忠北(チュンブク)大情報産業工学課 リュ・グァンヒ教授、エッセン特許法律事務所 金・サミョンパートナー弁理士、3D 産業国家標準コーディネイター ユン・テウォン氏など。

<金・スンニョン記者>

2-8 今年の PCT 国際調査サービス輸出 2,000 万ドルを予想 (韓国特許庁 HP 2月27日)

早ければ、今年特許庁の PCT 国際特許出願に対する国際調査サービスの輸出規模が 2,000 万ドルを超えると予想される。このような輸出額は、高レベル専門人材 300 人以上の雇用を創出する効果に匹敵する。

韓国特許庁は、特許協力条約(PCT)による国際調査サービスの現況を暫定分析した結果、昨年の国際調査サービスの輸出規模が 1,700 万ドルを超え、今年または遅くとも来年には 2,000 万ドルを突破する見込みであることを明らかにした。

PCT 国際調査は、国際特許出願に対して出願以前に類似の技術があるか否かを検索し、特許の可能性を検討するものを言い、現在、世界全体で 14 の特許庁がこのサービスを提供している。

2007 年は、約 70 万ドルに過ぎなかった PCT 国際調査サービスの輸出規模が、2009 年には 900 万ドルと大幅に増加した。世界的な景気低迷にもかかわらず PCT 国際調査サービスの輸出規模は 2001 年 1,500 万ドルを超え、昨年は 1,700 万ドルを上回るなど高い増加傾向を維持している。

PCT 国際調査サービスを輸出する国家も 2007 年の 8 カ国から 2009 年は 11 カ国、2012 年は 13 カ国と順次拡大している。

韓国に PCT 国際調査を申請する外国多出願企業を見ると、インテル(1位)、マイクロソフト(2位)、ヒューレットパッカード(3位)、3M(6位)、グーグル(10位)など、代表的なグローバル企業が名を連ねており、韓国の PCT 国際調査サービスの競争力が世界的にも認められている事が分かる。

今年の予想輸出額 2,000 万ドル(225 億ウォン)は、規模面で年俸 5,000 万ウォンの高レベル人材 450 人の人件費に該当する金額だ。国際調査業務の人件費比が 70%を占める高付加価値知識サービスという点から、約 300 人以上の雇用創出効果をもたらすと特許庁側は説明している。

高付加価値知識サービスを通じた雇用創出はもちろん、特許庁の国際的地位と信頼度を高める観点から、PCT 国際調査サービスに対する国家間競争が熾烈になっている。

日本特許庁は、今年4月からPCT国際調査料を28%引き下げ（ドル基準）ると発表、ロシア特許庁も韓国特許庁の手数料の半分以下の価格でPCT国際調査サービスを提供している。

韓国特許庁は、PCT国際調査サービスの競争力を高めるために、昨年93人の審査官を増員してPCT審査を専門担当する国際特許審査チームを新設したのに続き、今後PCT国際調査サービスの輸出対象国家を拡大し、優秀な審査官を持続的に補充していく計画だ。

韓国特許庁 金・ヨンミン次長は「PCT国際調査サービス業務を遂行する特許庁の審査官は、主に理工系の博士などで補充されるため、別途の国家予算を投入せず、外国企業が支払うPCT国際調査料だけで、高レベルの雇用が創出される」とし、「特許先進5カ国(IP5)の地位に見合う世界最高水準の国際調査サービスを提供するために、PCT国際調査サービスの効率性と専門性を強化していく計画だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG化学、ダウとの特許訴訟で勝訴（デジタルタイムズ 2月16日）

LG化学が、高付加弾性重合体の「Elastomer(エラストマー)」技術に関して、米国、ダウケミカル(以下、ダウ)と行なっていた特許訴訟1審で勝訴した。

16日LG化学によれば、ダウは去る2009年12月、ソウル中央地方法院(裁判所)にLG化学のElastomer製品が自社の特許を侵害したとして訴訟を起こしたが、裁判所は侵害の根拠がないとしてダウの主張を全て棄却、LG化学に対し全面勝訴の判決を下した。

今回の判決でLG化学側は、去る10年余りかけて独自開発した固有のElastomer製造技術を認められ、今後より一層積極的に海外市場の開拓に取り組める契機になったと述べた。

Elastomerは、弾性を有する高付加価値プラスチック製品で、自動車用バンパーの衝撃補強材、機能性シューズ、建物の遮音材などに使用される。

LG化学は、去る1999年に独自のメタロセン系触媒の基盤技術を確保した。2008年には年産6万トン規模で量産に成功し、全量輸入されたElastomer製品の国産化に成功した。LG化学は現在計9万トンのElastomer生産能力を有しており、市場成長の勢いに合わせて持続的に生産規模を拡大していく計画だ。

Elastomerの世界市場規模は現在約2兆ウォンで、2015年には3兆ウォン以上に成長すると予想される。

一方、今回の訴訟に対して韓国ダウケミカル側は「控訴をする部門や進行する部門では、国内はまだ分からない状況だ」とし、「午後には本社にEメールで問い合わせをした状態で、米国との時差のために公式な立場は金曜日にでも明らかになるだろう」と話した。

<チョン・ユジン記者>

3-2 大人気だった「羽根のない扇風機」がついに（デジタルタイムズ 2月16日）

羽根のない扇風機を開発したダイソン社(イギリス)が、強力な特許権の確保と迅速な特

許紛争戦略で、模倣品を市場から追い出した。強力な特許権を確保することの重要性を改めて示した結果であるという点で企業に示唆するところが大きい。

特許庁は、最近ダイソンの特許に対する特許無効審判と権利範囲確認審判が特許審判院に各々提起されたが、ダイソンは強固に設定された特許権利範囲に基づいて特許権利が有効で、模倣品はダイソンの特許権利の範囲に属するという審決を受けたと16日明らかにした。

審決は、ダイソンの特許に対する無効審判請求資料が扇風機、エアコンなど空気調和分野の先行特許でない流体力学の教科書に出てくる「ベルヌーイ定理」を適用したもので、ダイソンの羽根のない扇風機の特許は、革新的かつ権利範囲が広く、強力に設定されたものだと判明したというのが特許庁の説明だ。

ベルヌーイ定理は、空気など流体の流れから速度、断面積、圧力との関係を規定するもので、断面積が小さくなれば速度が速くなる。ダイソンの特許は、市場に出た模倣品が権利範囲を侵害せずに回避できる方法を探すのが難しいほどの強力な特許と評価された。

ダイソンは模倣品の発売に対応するため、韓・イギリス特許庁間で締結された特許審査ハイウェイ (PPH)、優先審判制度など短期間に審査・審判を処理する特許制度を活用、迅速に紛争に対応し、解決する特許戦略を講じて勝訴をもたらした。

特許庁関係者は「ダイソンの羽根のない扇風機のように、強い特許権を確保するためには特許請求範囲に自己の権利が確実に設定されているかを出願段階で徹底的に検証することが重要だ」とし、「特許権を迅速に受けるのも重要だが、特許権利を強くかつ広く確保することが市場での企業の運命を決めるだけに、国内企業もダイソンのような特許戦略を講じなければならない」と話した。

一方、世界で初めて開発された「MP3 プレーヤー」と平地でも独自の推進力で進む「エスボード」などは、新市場を創出する革新的な製品として市場での反応が大きかったが、製品を保護できる特許権が確実に設定されておらず、模倣品の出現で会社が倒産した。

<李・ジュンギ記者>

3-3 アップル、ドイツでモトローラ相手に特許訴訟で勝利 (電子新聞 2月17日)

BBC ニュースなど外信は16日(現地時間)、アップルが、ドイツでモトローラモビリティと係争中だったスライドロック方式の特許訴訟で勝訴したと報道した。

これは、アップルがモトローラを相手に世界で繰り広げている特許訴訟のうち、初めての勝訴となる。

ドイツ、ミュンヘン1地域裁判所は、モトローラモビリティの製品が、開閉イメージを動かして開く、アップルのスライド開閉イメージ特許 (EP1964022) を侵害したと判決を下した。

裁判所は、調査した3種類の事例のうち、スマートフォンを対象にした2種類の事例において、モトローラがアップルの特許を侵害したと判断。しかし、モトローラのスマートパッド (ダブルレット PC) 「ズーム」は、アップルの特許を侵害していないと判断した。

モトローラ側は裁判所の今回の決定に控訴する計画で、今回の訴訟は供給や今後の販売に何ら影響はないと述べた。

一方、アップル側は、公式論評は出していないが、外信によれば、アップルはモトローラのスマートパッドが自社の特許を侵害していることを認めてもらうために、控訴することが分かった。

<ジョン・ソヨン記者>

3-4 「お金になる強い特許」、コピーも回避も難しい (韓国特許庁 HP 2月17日)

◇羽根のないダイソンの扇風機、特許審判院の無効審判(1件)、権利範囲確認審判(2件) 全て勝訴、市場から模倣品退出

羽根のないダイソンの扇風機が大人気となり、模倣品が市場に出現、ダイソンの特許に対する特許無効審判と権利範囲確認審判が特許審判院に各々提起されたが、ダイソンは強固に設定された特許権利範囲を土台に「特許権利が有効」とし、「模倣品はダイソンの特許権利の範囲に属する」という審決を受けた。

審決時、ダイソンは特許に対する無効審判請求資料が扇風機、エアコンなど空気調和分野の先行特許ではない、流体力学の教科書に出てくるベルヌーイの定理(空気など流体の流れで速度、断面積、圧力との関係を規定するもので、断面積が小さくなれば速度が速くなるという定理)ぐらい、ダイソンの羽根のない扇風機の特許は革新的で、権利範囲が広くかつ強力に設定されており、市場で販売された模倣品がその権利範囲を侵害せずに回避することができる方法を探すのが難しいほど強力な特許と評価された。

これは、特許審判院の無効審判で半分以上の特許権利が権利無効という審決を受け、権利範囲確認審判で特許権利者が勝訴する場合は25%程度に過ぎないことを考慮するとかなり異例なことだ。

◇ダイソンは、市場を守るために審査ハイウェイ (PPH)、優先審判制度など短期間に審査・審判を処理する特許制度を活用して迅速に紛争に対応し、解決する特許戦略を駆使

ダイソンの扇風機が韓国で正規輸入される前、有名インターネットショッピングモールでは、値段の安い中国製の模倣品が定価の20%程度の価格(定価は約40万ウォン以上、模倣品は約8万ウォン程度の価格)で堂々と販売されており、ダイソンは市場を守るために早期権利化、強い特許網の構築、迅速な紛争解決戦略を追求した。

まず、韓・イギリス特許庁間で締結された審査ハイウェイ制度 (PPH、両国に共通の特許を出願中、先に出願した国家で特許可能と判断されれば、相手国に簡易な手続きで優先審査を申請後、早期に審査を受けられる制度)を利用して、韓国を含む米国、日本、中国、オーストラリアなど世界の主要国において特許出願後2ヵ月で(現在、一般の特許は出願後特許権を受けるまで20ヵ月以上所要)特許権利を確保し、模倣品が出現するや優先審判制度(請求後6ヵ月以内に審決処理)を活用して、模倣品を市場から追い出した。韓国に特許を出願後、約10ヵ月という短い時間に電光石火のように特許紛争を解決したことは、特許制度を戦略的に活用した結果だと評価されている。

◇韓国でもダイソンの扇風機のように新市場を創り出す革新的な製品 (MP3 プレーヤー、S ボードなど)を開発したが、強い特許権を設定できず、市場で失敗した例が多数あり、今後、強い特許権の確保が何よりも重要

世界で初めて開発された MP3 プレーヤー (1997 年)、平地でも独自の推進力で進むことができる「エスボード」 (2003 年)等は、新市場を創り出す革新的な製品として市場での人気が高かったが、製品を保護できる特許権が確実に設定されておらず、模倣品の出現で結局倒産してしまった。

強い特許権の確保のためには、製品の開発段階から市場を念頭に置いた戦略的な研究開発 (R&D) が重要だが、特許請求範囲に自己の権利が確実に設定されているかを出願段階に徹底的に検証することが何よりも重要だ。特許権を迅速に受けるのも重要だが、特許権利を強くかつ広く確保することが、結局、市場での企業の運命を決定するため、韓国企業も今後はダイソンのような特許戦略に、より積極的になる必要がある。

3-5 アップル、アンドロイド陣営に攻勢 (デジタルタイムズ 2月19日)

アップルが、アンドロイド陣営に対する特許攻勢を強化している。特に大部分のスマートフォンが採用している「スライド式ロック解除」の特許がドイツ裁判所に認められ、アンドロイド陣営を緊張させている。アップルは米国国際貿易委員会 (ITC) で行った HTC との訴訟戦でも最終勝訴した。

19 日関連業界によれば、アップルはドイツ、ミュンヘン裁判所で、モトローラのスマートフォン製品に対して提起した「スライド式ロック解除」の特許侵害と関連した販売禁止仮処分訴訟で一部勝訴した。

この特許は、スマートフォン初の画面タッチ反応を通じてロックを解除する方式で、大部分のアンドロイドスマートフォンが採択している技術だ。アップルは三星電子に対しても同様の理由でドイツ裁判所に本案訴訟を提起しており、来月 2 日の判決を控えている。

アップルがモトローラに続き、三星電子にも勝訴した場合、業界に及ぼす影響は大きくないと見られる。大部分のアンドロイドフォンが類似の機能を備えているため、アップルとしては大部分のアンドロイドフォンメーカーに同一条件で訴訟を提起できる武器を確保したわけだ。

ただし、ドイツ裁判所は、モトローラ製品のうちスマートフォンに対してのみ「スライド式ロック解除」の特許を侵害し、タブレット PC 専用運営システムのハニーコムに搭載されたズームについては、特許を侵害していないと判決した。ハニーコムは、特定ボタンを押す方式ではなく、画面に表示されたカギを丸く転がしてロックを解除する方式を採択している。三星電子もギャラクシー S2 以後の製品からは、特定ボタンではなく、スクリーン全体をなぞる方式を採択しており、必ずしも不利な状況というわけではない。

専門家は、ソフトウェアを基盤としたアップルの特許攻勢が、ライバル企業等に実質的な打撃は負わせることはできないが、アンドロイド陣営には大きな負担を与えていると指摘。モトローラも今回の仮処分判決により、他のスマートフォンのロック解除方式を変更

しなければならない状況だ。三星電子も3月2日の判決で敗訴した場合、アップルが損害賠償などを要求することもあり得る。ドイツ特許専門家のフロリアン・ミュラー氏は「今回のスライド式ロック解除の特許侵害判決で、アップルがアンドロイド陣営全体に悪影響を及ぼす恐れがある重要な武器を獲得したことは明らかだ」と述べた。

アップルは去る17日、HTCと米国国際貿易委員会(ITC)で行った販売禁止訴訟戦でも最終的に勝利を収めた。ITCは、HTCが主張した特許4件に対し、アップルは侵害していないと判決を下した。また、同日、モトローラに対しても公正かつ合理的な標準特許使用規約「フランド(FRAND)」を違反したとして、ヨーロッパ連合執行委員会に提訴した。 iCloud関連の特許訴訟でモトローラに敗訴したことに対する防御訴訟を提起して、攻勢を強化している。

<パク・チソン記者>

3-6 三星-LG グローバルLTE特許「強者」(デジタルタイムズ 2月21日)

三星電子やLG電子など国内企業が、4G LTE特許技術競争でノキアやクアルコムなどと共に5位圏内に名前を連ね有利な立場に立っている。

21日、コンサルティンググループのトムソンロイターとグローバル特許サーチ専門会社のAOP(Article One Partners)が共同発表したLTE産業展望報告書によると、LTE特許競争力でノキアとクアルコム、三星電子、LG電子が1位から4位を占めた。

今回の調査は、IBMとマイクロソフトで特許総括責任者を務めたマーシャル・ヘルプス氏(Marshall Phelps)主導でおこなわれ、ETSI(ヨーロッパ電気通信標準協会)に登録された計3116件のLTE特許を対象に実施された。

LTE標準特許に近いという意味の「関連性」(highly essential)だけを評価した順位ではクアルコムが14.4%で1位となり、ノキアが13.7%で2位、三星が9.9%で3位を占め、LG電子、インターデジタル、エリクソンが4~10位を占めた。

また、関連性に加えて、特許価値を評価する有効性(novelty)を考慮した特許競争力総合評価順位ではノキアが18.9%で1位、クアルコムが12.5%で2位、三星電子が12.2%で3位、エリクソンが11.6%で4位となり、LG電子は7.5%で5位となった。これら5企業を合計すると全体の3分の2を越え、LTE特許戦の両極化現象が明確に現れた。

マーシャル・ヘルプス氏は、このようなグローバル企業のLTE特許収集をもとに、今後訴訟戦が拡大すると予測。彼は「多くの主要無線企業が、互いに相手を告訴しているという事実に注目しなければならない」とし、「現在はまるで剣闘士の戦いのように泥仕合の様相を見せているが、時間が経てばお互いの技術をライセンスする道を探ることになるだろう」と話した。

<パク・チソン記者>

3-7 マイクロソフト、今度はグーグル相手に特許戦争(デジタルタイムズ 2月23日)

マイクロソフト (MS) がグーグルに牽制球を投げた。

23日ファイナンシャルタイムズなど外信によれば、MSは「グーグルによるモトローラモビリティの買収は、特許権を濫用して競争を妨害する」とし、ヨーロッパ連合 (EU) 執行委員会に訴訟を提起した。

MSは、グーグルに買収されたモトローラの特許を問題視。モトローラが、標準特許に対して正当な価格で譲渡するという約束とは異なり、必須の特許権に対し過度な価格を付けて自社製品の販売を妨害していると主張した。

その根拠として、モトローラは1,000ドルのノートブックに対して、映像標準と関連した特許50件を使用するのに22.50ドルのロイヤリティを支払うよう求めたが、他の標準特許を有する企業29社は、2300件に達する特許を僅か2セントで利用できるようにしていることを例に挙げた。

ダイブ・ヘイナーMS法務担当副社長は「全ての会社がモトローラのような方式で産業標準特許に価格を付ければ、PCやスマートフォンなどの機器を作る製造コストよりも、特許費用がさらにかかる」と述べた。

EU執行委の担当者はMSの訴状を受け付けて、これを綿密に検討すると明らかにした。

一方、アップルも先週モトローラモビリティを相手に、EUに同様の内容の訴訟を提起し、グーグルは挟み撃ちにされている状態だ。アップルは、モトローラが標準特許の使用に関する公正かつ合理的な使用基準 (フランド, FRAND) 条項を違反したと主張。フランド条項とは、標準特許の場合、使用後に交渉を通じてロイヤリティを支払うが、過度に高い価格でライバル会社を妨害してはならないという規約だ。

これにより、グーグルはアップルとMSの圧迫を受けて、フランド規約を遵守するという約束を避けることができないと見られる。

米国およびEU政府は去る13日、グーグルのモトローラモビリティの買収を承認し、スマートフォンに関する1万7000件の特許を使用するプロセスを注視すると述べたが、グーグルは明確な回答を出さなかった。

ドイツ特許専門家のフロリアン・ミュラー氏は「数ヶ月内にEU執行委が、今回の訴訟を機に全面的に調査に着手するか否かを定めるだろう」と話した。

<パク・チソン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 商標にもウェルビーイングブーム (韓国特許庁 HP 2月27日)

忙しい日常のなかで、簡単に手っ取り早く食べることができるファーストフードと肉類の摂取量が増える洋食文化の浸透で、成人病などの疾病発生の増加および産業化による公害の発生から、健康と親環境 (環境にやさしい) に対する関心が高まっており、スリムな体

形を好む傾向が一般化し、商標出願にもウェルビーイングブームが起きている。

韓国特許庁によれば、日常生活で健康と関連してよく使われる用語の「ダイエット」、「親環境」、および「オーガニック」などを含んだウェルビーイング関連の商標出願は、1982年から2000年までは366件に過ぎなかったが、2001年から昨年までは1,387件と出願件数が急激に増加している。

2011年までに登録された商標(1,753件)を類型別に見ると、「ダイエット」と結合した商標は959件、「親環境」と結合した商標は434件、「オーガニック」と結合した商標は360件が各々出願されており、出願分野(商品・サービス業)別で見ると、1,753件のうち大部分が食べ物と関連した農・畜・水産物とその加工食品分野が626件と最も多く、これと関連した卸・小売り業などの販売業が118件、飲食物品を提供するサービス業の飲食業が83件とその後が続いた。

このように、最近ウェルビーイングと関連した用語を使用したブランドの商標出願が増えているのは、所得増大と生活水準の向上によって健康と親環境製品を好む消費者の欲求増大に加え、これに応じた業界の健康とウェルビーイング関連製品およびブランド開発の努力に起因したものと思われる。

特許庁サービス標審査課 李・ビョンテク課長は「健康と自然親和的なウェルビーイング文化を追求する時代の流れに照らし合わせて見ると、今後もウェルビーイングと関連した商標出願は着実に増加すると予測される。そして、「ダイエット」、「親環境」と「オーガニック」などの用語は、食品や健康などと関連した商品(サービス業)には識別力が無いため、このような用語を商標として出願しようとする場合には、識別力がある文字やロゴを結合して出願すれば商標登録を受ける可能性が高い」と話した。

その他一般

5-1 先端農業「植物工場」、真冬でも新鮮な野菜が育つ (韓国特許庁 HP 2月20日)

植物工場とは、陸地で植物を育てていた方式から脱出して、植物の生育特性に適合した人工環境を提供する自動化された栽培システムを言い、従来の果菜類の施設栽培および水耕栽培をより発展させた未来型農業だ。

最近、都心のビル内で新鮮な野菜を四季折々、大量生産する先端農業が植物工場を通して実現されている。私たちの生活周辺でも大型スーパーの野菜コーナーをはじめ、オーガニックレストランおよびアパートのコミュニティ施設などに小規模な植物工場が造成されている。

1957年デンマーク、クリステンセン農場の均一な育苗生産システムを起源とする植物工場は、米国では高層ビルで植物を栽培する垂直型に発展した。また、日本では1974年に日立製作所が完全制御型植物工場を開発したのをはじめに、2009年から政府主導で再評価され、商業的植物工場が民間企業の参加で活性化している。

植物工場は、光源によって太陽光および人工光（蛍光灯、LED 照明など）を併用するタイプと人工光だけを使用するタイプに区分され、栽培ベッドの配置方法によって水平型、多段型、そして垂直型植物工場に分類することができる。

具体的に植物工場は、清浄な施設内で光、温度、湿度、二酸化炭素濃度および養分などの環境条件を人工的にコントロールして栽培を自動化することによって、季節や場所に関係なく安定的かつ計画的に植物を生産できるシステムだ。このような植物工場は、頻繁な気象異変および災害による不安定な食糧資源の供給問題を解決するための新しい農業分野として脚光を浴びている。

韓国特許庁によれば、植物工場に関連した特許出願は、去る 10 年間で 101 件が出願されており、2008 年までは出願件数が毎年 5 件未満に過ぎなかったのが、2009 年は 11 件、2010 年は 38 件、そして 2011 年には 36 件と最近出願件数が急激に増加している。これは、伝統的な露地栽培から施設・水耕栽培時代を経て、植物工場が新しい先端農業の一つの分野として発展していることを意味していると思われる。

特許出願を技術分野別で見ると、LED 照明、蛍光灯、太陽光などの光源関連技術が 38%、植物工場自動制御関連技術が 37%で、全体の出願件数のうち最も多く占めている。また、栽培自動化関連技術は 11%を占め、水耕栽培関連技術は 9%と養液を基盤とするこれまでの水耕栽培技術が植物工場に適用される程度に留まっている。特に、光源関連技術の場合、LED 照明関連技術が 23 件で 60%以上を占め、蛍光灯（5 件）および太陽光（1 件）関連技術の出願が相対的に少ない。

国内の植物工場は、大部分サンチュ（レタス類）など新鮮な野菜を栽培しており、最近ではそばの芽、麦芽などの新芽野菜、ほうれん草、高麗人参をはじめとした抗酸化物質が多量に含まれたアイスプラント (Iceplant) のような機能性野菜が生産され、高級食材として流通している。

特許庁関係者は、植物工場が先端農業を先導するためには、人工光源および環境制御分野の核心技術の確保とともに、太陽光および再生エネルギーを組み合わせ、エネルギー費用を最少化しなければならず、植物工場自体だけでなく、植物工場栽培に適合した新品種の開発が伴わなければならないと分析。

植物工場が、付加価値の高い薬用植物と機能性物質が多量に含まれた形質転換植物の大量生産に積極的に活用されれば、今後 FTA による韓国農業の危機を克服する新しい成長動力として位置づけることができると思われる。

ソン・ジョンイクソウル大学教授（植物生産科学）は「植物工場が、伝統的な農法を完全に代替することはできないが、高付加価値、機能性作物の生産、気候変化およびあらゆる災害に対する作物の安全生産、特殊作物の生産などの特化された目的や極地、宇宙船などの特殊条件での作物生産などに使用され、BT、IT と連携してその活用幅を広げていく」と期待を示した。また、最近、政府省庁、自治体、研究機関別に企画されている植物工場関連の研究および事業に対して「より効率的かつ体系的なアプローチのために省庁全体で

の積極的な協力体系が非常に重要だ」と強調した。

5-2 特許水準、二次電池 1 位、グリーンカー下位圏 (デジタルタイムズ 2月27日)

韓国はグリーン技術 5 分野のうち、二次電池の特許水準が最も高い反面、グリーンカーの特許水準は、相対的に脆弱なことが分かった。

韓国科学技術情報研究院 (KISTI) は、グリーンカー、代替水資源、グリーン IT、二次電池、太陽電池などグリーン技術 5 分野における 9 ヶ国の技術水準および技術開発動向を把握できる「グリーン技術知識マップ」を分析した結果、このような結果であることを 27 日、明らかにした。

グリーン技術知識マップによれば、韓国はグリーン技術 5 分野のうち、二次電池の特許水準が 9 ヶ国中 1 位を占めた。一方、グリーンカー分野は 8 位、グリーン IT・太陽電池がそれぞれ 4 位、代替水資源が 5 位などと評価された。グリーンカーと代替水資源分野を除いた他の 3 分野は特許水準が上位圏に入った。

5 分野の年平均の特許出願数においては、日本に続き 2 位を占めるなど、政府のグリーン成長政策にバックアップされ、韓国のグリーン技術開発が活発に展開されていることがうかがえる。

合わせて、GDP 対比 R&D 投資比率も日本に続き 2 位と評価されるなど、資本競争力と無形資本 (特許) 競争力の側面で相対的に高かった。

この他に、特許活動指数の変化を通じた R&D 現況を見ると、グリーンカーはドイツ、フランスおよびイタリア、代替水資源はイギリスおよびイタリア、グリーン IT はカナダおよび米国、二次電池は中国および韓国、太陽電池はドイツ、イタリアおよび日本などが強勢であると分析された。

クォン・ヨンイル KISTI 技術情報分析室博士は「今回作成されたグリーン技術知識マップは、国内中小企業の研究開発活動と産業技術保護のための改善点および技術競争力向上を図る戦略を講じるために活用される」と述べた。

一方、知識マップは、5 主要分野別技術および産業専門家のインタビュー、産業市場報告書を活用した市場現況の把握、特許情報を活用した技術研究開発推移、技術保護障壁構築実態、国際的な共同研究活動の直接的・間接的検討を通じて分析・作成された。

<李・ジュンギ記者>

5-3 新素材原料、これからは韓国で入手 (韓国特許庁 HP 2月27日)

最近、国家間および企業間の新素材技術競争は、戦争を彷彿させるほどその熾烈さは増している。特に、新素材開発および商用化が高付加価値創出の核心とされる情報・通信、バイオなどの先端産業分野では、一次元高い技術競争力と市場競争力確保のために既存の物質とは異なる新しい新素材の原料を発掘するのに総力を傾けている。

このように、新素材開発の核心要素として既存の技術開発はもちろん、新しい原料資源の発掘・確保が切実に要求されることで、今や新素材技術競争は技術・資源戦争とまで呼ばれるなど新しい局面を迎え、これは技術競争力に比べ天然資源が相対的に不足した韓国

の新素材開発において解決しなければならない重大な課題となっている。

このような時点に、最近韓国で世界的に希少な金属であるニオブ(Niobium, Nb)が発見され注目を集めている。

ニオブは、灰色で軟性のある遷移金属で、高温でも酸化せず、特定の臨界温度以下で超伝導性を示し、アレルギーを引き起こさないなどの特性を持っており、高合金鋼などの鉄鋼材料、情報技術(IT)融合製品、超伝導体、医療用具などの新素材、触媒成分に必ず使用される成分だ。

また、世界的な採掘可能年数が45年しか残っておらず、韓国は今日まで全量輸入に依存していたレアメタルでもある。

韓国特許庁によれば、ニオブの製造、精製、合成およびニオブの添加製品など、ニオブ関連の出願件数は8,000件余り(2011年12月31日基準)に達し、2006年以降毎年平均600件程度が着実に出願され、このうち国内出願は30%を上回ることが分かった。

産業技術別の出願比率は、有機化合物・高分子製造、触媒、セラミック、製鉄・冶金などの化学合成・処理技術分野(42%)、半導体、超伝導性、電池、エネルギー変換技術分野(20%)、金属加工技術分野(12%)、情報保存、測定、分析技術分野(9%)、衛星・衣類、食料品などの生活必需品分野(2%)の順で、ニオブ関連の技術が多様な産業分野で活用されていることが分かる。

特に、ニオブ素材を活用した水素保存材料の製造技術、チタニウムを使用した超高純度ニオブ素材の精錬技術およびジルコニウムとニオブ酸化膜を含む誘電膜を備えた半導体素子製造技術など、製品の品質はもちろん、価格競争力を兼ねていると評価される技術が、最近特許登録されているだけでなく、ニオブ酸化物のナノ構造体、ニオブがコーティングされた燃料電池のような最先端複合技術に関する研究成果が次々に発表されている点は、最先端新素材分野において、ニオブの活用技術レベルが次第に高まっていることを実感できる。

これに対して特許庁の担当審査官は、たとえ国内で発見されたニオブ成分の埋蔵量と規模が正確に確認されておらず、現在は鉱物資源工事など、関連機関が調査に着手した時点に過ぎないとはいえ、新しい素材原料の発掘および確保は、新素材の技術開発を加速化するのに重要な原動力になることを勘案すれば、今回のニオブの発見は、技術競争力と価格競争力を同時に持ち合わせるための新素材開発技術発展方向を提示するのに、象徴的な意味が十分あると評価されると明らかにした。

5-4 女性のアイデア、試作品作ります (韓国特許庁 HP 2月29日)

韓国特許庁と韓国女性発明協会は、女性の発明に対する試作品の製作を支援することにし、来る3月19日まで申し込みを受け付ける。

女性の発明試作品製作支援は、女性の優秀なアイデアと発明を実際に物品として具現化し、女性のアイデアがより効果的に特許を受けたり、事業化されるように支援する事業だ。

2007年から始まったこの事業は、昨年まで計164件の試作品製作を支援しており、そのうち76件が特許・実用新案出願をし、64件は実際に事業化が進行中だ。

申込資格は、満18歳以上の大韓民国の女性で、特許、実用新案、デザインとして登録されていないアイデアを保有し、具体的な設計図が無くても申請書にアイデアを詳しく記述し、模型の概略を描写することで申し込みが可能。

支援金額は、1件当たり最大4百万ウォンまでで、製作費の10%と支援金を超過する追加費用は支援者が負担する。

申し込まれたアイデアは、先行技術調査を実施した後、アイデアの独創性、実現の可能性、実生活での活用の可能性などを専門家で構成された審査委員会で総合的に審査し、支援対象者を選定する。

申し込みを希望する方は、韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)で所定の様式をダウンロードし、来る3月19日(月)までeメール(kwia@inventor.or.kr)、郵便または直接訪問して申し込みをして下さい。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipur.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記のURLの情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム